



金 沢 市 公 報

第 2 7 9 3 号 の 2

平成26年(2014年)4月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

| ◎ 目 次 | ページ |
|-------------------|-----------|
| ● 監査公表 | |
| ○ 監査公表 (第6号-第10号) | (監査事務局) 1 |

監 査 公 表

●金沢市監査公表第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定により実施した行政監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成26年4月11日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 金沢市監査委員 | 西 | 村 | 賢 | 了 |
| 金沢市監査委員 | 中 | 島 | 秀 | 雄 |
| 金沢市監査委員 | 福 | 田 | 太 | 郎 |
| 金沢市監査委員 | 新 | 村 | 誠 | 一 |

第1 監査の概要

1 監査のテーマ及び選定理由

(1) 監査のテーマ

「市の施設に設置される自動販売機について」

(2) テーマの選定理由

本市では、庁舎などの行政財産に設置される自動販売機については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第238条の4第7項に基づき、当該施設の用途又は目的を妨げない程度においてその使用の許可(行政財産目的外使用許可)を行い、設置されているところである。

本市においては、行政処分としての使用許可のうえ設置者から使用料のみを徴収している事例や使用料に加えて売上高割使用料を徴収している事例、任意団体(公益団体等)に設置を許可し、その使用料を免除している事例など、取扱いに差異が見られるところである。

更に平成18年の法改正により、行政財産の土地に加え庁舎等の余裕スペースの貸付けが行えるようになり、一般競争入札等による有効活用が可能となった。これにより、他の自治体では行政財産内に設置する自動販売機について、機器設置業者を公募し、貸付料及び売上高割使用料で大幅な増収を図っている事例が見受けられることから、本市においても貸付けによる適切な手続きを確保するとともに増収を図り、市有財産の有効活用に資するものである。

2 監査の対象

(1) 監査の対象課

総務課、行政経営課及び自動販売機が設置されている施設の所管課(次の表に掲げる31課)

| 自動販売機が設置されている施設の所管課 | |
|-----------------------|--------------------|
| 1 文 化 政 策 課 | 17 障 害 福 祉 課 |
| 2 文 化 財 保 護 課 | 18 健 康 総 務 課 |
| 3 歴 史 建 造 物 整 備 課 | 19 環 境 政 策 課 |
| 4 総 務 課 | 20 リ サ イ ク ル 推 進 課 |
| 5 職 員 課 | 21 緑 と 花 の 課 |
| 6 も の づ く り 産 業 支 援 課 | 22 市 街 地 再 生 課 |

| | |
|------------------------------|--------------------|
| 7 労 働 政 策 課 | 23 市 営 住 宅 課 |
| 8 農 業 振 興 課 | 24 道 路 管 理 課 |
| 9 中 央 卸 売 市 場 事 務 局 | 25 市 立 工 業 高 等 学 校 |
| 10 公 設 花 き 地 方 卸 売 市 場 事 務 局 | 26 生 涯 学 習 課 |
| 11 市 民 協 働 推 進 課 | 27 図 書 館 総 務 課 |
| 12 市 民 課 | 28 地 域 教 育 セ ン タ ー |
| 13 市 民 ス ポ ー ツ 課 | 29 消 防 総 務 課 |
| 14 福 祉 総 務 課 | 30 企 業 総 務 課 |
| 15 長 寿 福 祉 課 | 31 市 立 病 院 事 務 局 |
| 16 こ ど も 福 祉 課 | |

(2) 監査の範囲

平成25年3月31日に市の施設に設置されている自動販売機

3 監査の期間

平成25年6月25日から平成26年3月25日まで

4 監査の方法

自動販売機の設置に係る事務が適切に行われているかを主眼において、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、書面調査及び関係職員から説明を聴取するとともに、実地調査により監査を行った。また、一部の調査については一般社団法人地方行財政調査会に依頼し、各中核市財産管理担当課に自動販売機の公募状況について調査したものを使用する。

5 監査の着眼点

- (1) 使用許可の手続きは適切に行われているか。
- (2) 使用料の算出及び減免は公平になされているか。
- (3) 法改正に対応した有効な取組は行われているか。

6 監査を執行した監査委員

西村賢了、中島秀雄、福田太郎、新村誠一、田中仁

なお、田中仁は平成25年9月19日に退任し、代わって同月24日に新村誠一が就任した。

第2 監査の結果

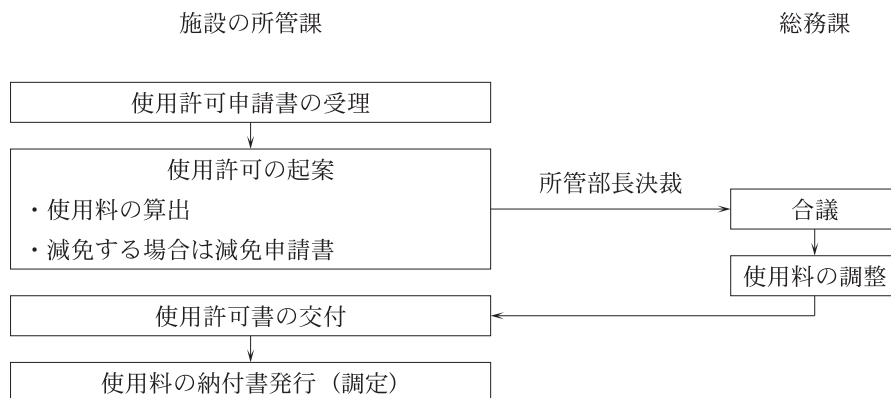
自動販売機の設置状況及び改善意見は、以下のとおりである。

1 自動販売機の設置について

市の施設に自動販売機を設置する場合には、以下のいずれかの手続きが必要となる。

(1) 行政財産目的外使用許可による場合

設置する施設が行政財産である場合は金沢市財務規則（昭和39年規則第3号。以下「財務規則」という。）第202条に基づき、設置しようとするものからの行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）申請により設置させることができる。本市の施設に設置される自動販売機は、大部分がこれにより設置を許可されている。なお、総務課では財産（物品を除く。）の管理に関する事務を所管しており、使用許可に関する事務について財務会計ハンドブック（財産編）を庁内ネットワークに掲載し周知を図っている。このハンドブックによると事務の流れは次のとおりである。

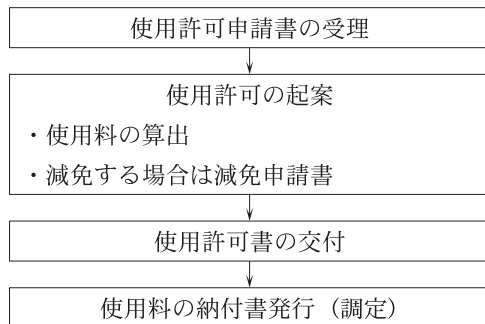


使用許可については、できるだけ短期間であることが行政財産の用途又は目的に沿った運用の確保の上から適当であるとして原則1年ごとに使用を許可している。このため、使用期間の更新をしようとする場合には、期間満了の1月前までに使用許可申請書を施設の所管課に提出する必要がある。また、使用料の金額は市有財産条例第5条に基づき、使用許可財産の周辺不動産取引実例等を基準に算出されている。

(2) 設置する施設の使用に係る条例による場合

設置する施設の使用に係る条例が定められている場合は、設置しようとするものからの条例に基づく申請により設置させることができる。本市では中央卸売市場に設置される自動販売機が中央卸売市場業務条例により、公設花き地方卸売市場に設置される自動販売機が公設花き地方卸売市場業務条例によりそれぞれ設置を許可されている。事務の流れを図示すると次のとおりである。

施設の所管課



なお、条例に基づき使用が許可される場合、当該施設が行政財産であっても、総務課への合議は必要ない。

(3) 普通財産の貸付けによる場合

財務規則第209条に基づき、普通財産の管理委託に併せて委託契約により設置している場合がある。本市では、金沢勤労者プラザに設置される自動販売機がこれによる。

(4) 行政財産の貸付けによる場合

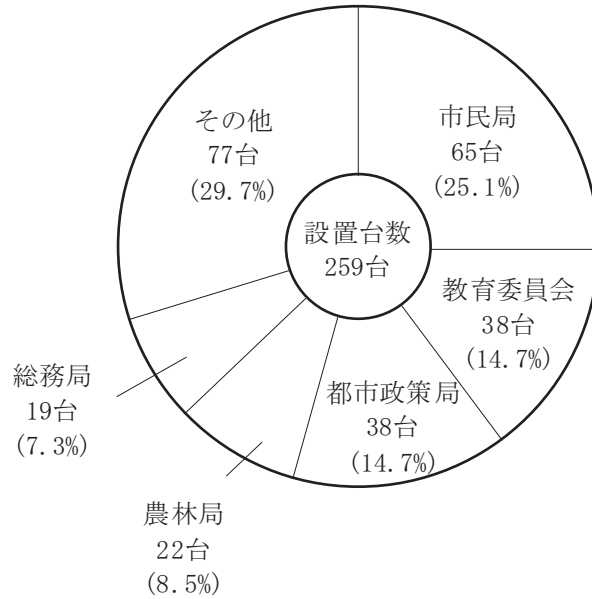
行政財産の有効活用という観点から、平成18年の法改正により庁舎等の床面積又は敷地の余裕部分等について、可能な限り長期的かつ安定的に貸付けを行うことが可能となった。賃貸借契約は、一般競争入札等の方法により締結するものとされている(法第234条第1項)。なお、本市ではこれにより自動販売機を設置している事例はない。

2 本市の設置状況について

(1) 局別の設置状況

(単位：台、%)

| 局名 | 台数 | 構成比 |
|-------|-----|-------|
| 都市政策局 | 38 | 14.7 |
| 総務局 | 19 | 7.3 |
| 経済局 | 15 | 5.8 |
| 農林局 | 22 | 8.5 |
| 市民局 | 65 | 25.1 |
| 福祉局 | 8 | 3.1 |
| 保健局 | 1 | 0.4 |
| 環境局 | 16 | 6.2 |
| 都市整備局 | 7 | 2.7 |
| 土木局 | 1 | 0.4 |
| 教育委員会 | 38 | 14.7 |
| 消防局 | 13 | 5.0 |
| 企業局 | 12 | 4.6 |
| 市立病院 | 4 | 1.5 |
| 合計 | 259 | 100.0 |

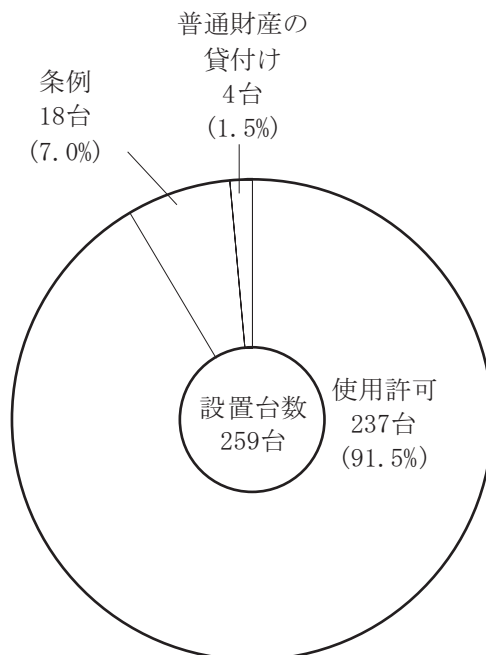


局別の設置状況を見ると、市民局が65台（25.1％）と最も多く、次いで教育委員会及び都市政策局が38台（14.7％）となっている。設置施設の主なものとして市民局ではスポーツ施設、教育委員会では公民館や図書館などの社会教育施設、都市政策局では美術館等の文化施設などとなっている。

(2) 設置許可の根拠

(単位：台、％)

| 根 拠 | 台 数 | 構成比 |
|----------|-----|-------|
| 使 用 許 可 | 237 | 91.5 |
| 条 例 | 18 | 7.0 |
| 普通財産の貸付け | 4 | 1.5 |
| 合 計 | 259 | 100.0 |

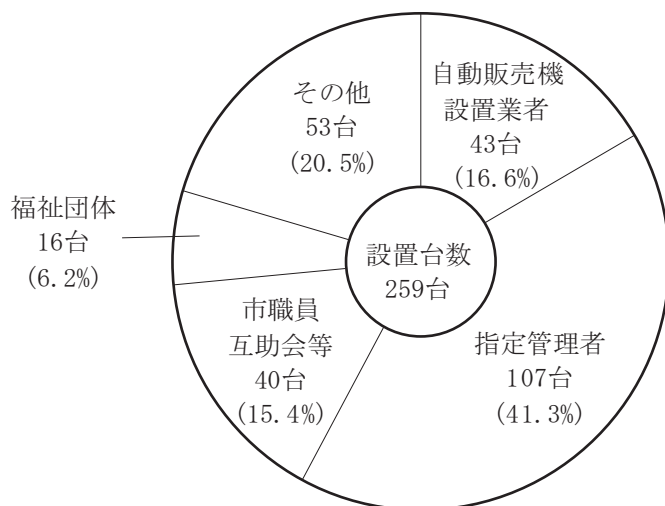


設置許可の根拠別の状況を見ると、使用許可が237台（91.5％）と大部分を占めている。なお、行政財産の貸付けによる設置はない。

(3) 設置者

(単位：台、%)

| 設 置 者 | 台 数 | 構成比 |
|------------------------|-----|-------|
| 自動販売機設置業者 | 43 | 16.6 |
| 指定管理者 | 107 | 41.3 |
| 市職員互助会等(市・企業局) | 40 | 15.4 |
| 福祉団体 | 16 | 6.2 |
| その他(個人、市場関連事業者、管理受託者等) | 53 | 20.5 |
| 合 計 | 259 | 100.0 |



設置者の状況を見ると、指定管理者が107台(41.3%)と最も多く、次いで自動販売機設置業者43台(16.6%)、市職員互助会等40台(15.4%)となっている。なお、設置者が指定管理者等であっても商品の補充等実際の管理は自動販売機設置業者が行っている。

(4) 使用料

ア 使用料算出方法

使用料の算出方法は、使用許可に基づく場合は金沢市市有財産条例(昭和39年条例第9号。以下「市有財産条例」という。)第5条に「行政財産を用途及び目的以外に使用させる場合は、市長が定める使用料を納付させるものとする。」と定められ、本市ではこの使用料を行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について(昭和33年1月7日蔵管第1号)を準用して算出している。具体的には新規使用料の場合は周辺不動産取引実例の使用料、継続使用料は前回使用料に消費者物価指数等に基づくスライド率を掛けて算出している。なお、継続使用料については前年使用料の1.05倍を上回る場合は1.05倍の額、前年使用料の0.8倍を下回る場合は0.8倍の額をもって当該年次の使用料としている。

イ 減免の状況

減免事務は、設置許可の根拠が使用許可による場合は市有財産条例第5条の2、条例による場合は中央卸売市場業務条例第72条第1項第2号、普通財産の貸付けによる場合は市有財産条例第8条に基づきそれぞれ減免の手続きがとられている。設置の許可を受けている使用料の減免の状況を見ると、次のとおりとなっている。

(単位：台、%)

| 減 免 | 台 数 | 構成比 |
|----------|-----|-------|
| 有 | | |
| 減免の率 100 | 30 | 11.6 |
| 無 | 229 | 88.4 |
| 合 計 | 259 | 100.0 |

減免有が30台(11.6%)となっており、その率は全て100%(全額減免)となっている。

ウ 減免の理由

| 減免理由 | 設置許可の根拠 | 設置場所 | 設置者 | 局名 |
|--|------------------|------------|---------|-------|
| 施設利用者の利便に供することにより、施設利用の促進を図ることができるため | 使用許可 | 中央公民館長町館 | 管理受託者等 | 教育委員会 |
| | | 中央公民館彦三館 | | |
| 地区公民館 | | 指定管理者 | | |
| 施設利用者の利用に供しており、公共性が高いため | | キゴ山少年自然の家 | 福祉団体 | 総務局 |
| | | 市役所本庁舎(1階) | | |
| 障害者の社会参加、職員の福利厚生 | | 長土塀交流館 | | |
| 職員の福利厚生 | | 市立病院 | 個人 | 市立病院 |
| | | 市役所本庁舎(食堂) | 市職員互助会 | 総務局 |
| 体育館利用者の利便に供するため | | 額谷ふれあい体育館 | 福祉団体 | 市民局 |
| 石川県共同募金会の募金活動の一環として、社会福祉事業の用に供するとともに、施設利用者の利便を図るため | | 松ヶ枝福祉館 | 指定管理者 | 福祉局 |
| | 福祉団体 | | | |
| 在宅障害者の福祉の向上を目的に金沢市の運営費助成や事業委託を受けている福祉団体であるため | 卯辰山公園健康交流センター千寿閣 | 管理受託者等 | | |
| 食堂経営の一環のため | 条例 | 中央卸売市場 | 市場関連事業者 | 農林局 |
| 広く市場利用者の便宜を図るために設置され、公共的な目的で使用するため | 普通財産の貸付け | 金沢勤労者プラザ | 管理受託者等 | 経済局 |

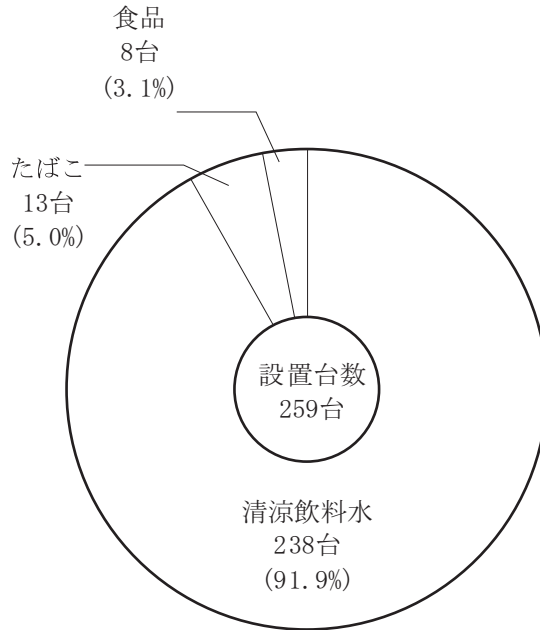
減免の理由をみると、設置施設の特性により職員の福利厚生や施設利用者の利便に供すること、障害者の社会参加等となっているものの、他の同様の施設においては使用料を徴収していることから、その取扱いに差異が見受けられる。

また、減免を受けている設置者をみると福祉団体等が多く占めている。

(5) 商品の状況

(単位：台、%)

| 商品 | 台数 | 構成比 |
|-------|-----|-------|
| 清涼飲料水 | 238 | 91.9 |
| たばこ | 13 | 5.0 |
| 食品 | 8 | 3.1 |
| 合計 | 259 | 100.0 |



販売している商品の状況を見ると、清涼飲料水が238台（91.9%）と9割以上を占めており、次いでたばこ13台（5.0%）、食品8台（3.1%）となっている。また設置場所により商品に特色が見られ、清涼飲料水のうち市役所本庁舎では「金沢の水」を販売しているほか、食品ではものづくり会館で地域の特産品を販売している。

(6) 売上高割使用料率の状況

売上に応じて自動販売機設置業者から徴収する売上高割使用料の徴収の有無、徴収する場合の率の決定方法については、特に定められていないため、その取扱いについては施設を所管する各課及び設置者の判断に委ねられている。

ア 売上高割使用料率

(単位：台、%)

| 率 | 台数 | 構成比 |
|----------|-----|-------|
| 10%未満 | 13 | 4.9 |
| 10~20%未満 | 21 | 7.9 |
| 20~30%未満 | 82 | 30.8 |
| 30~40%未満 | 17 | 6.4 |
| 40%以上 | 7 | 2.6 |
| 不明、徴収無し | 126 | 47.4 |
| 合計 | 266 | 100.0 |

※1台で複数の率を採用している場合は、各々1台とみなした。

売上高割使用料を徴収しているもののうち、その率の状況を見ると、20~30%未満が82台（30.8%）と最も多く、次いで10~20%未満が21台（7.9%）、30~40%未満が17台（6.4%）となっている。

なお、不明、徴収無しとした126台のうち、本市が自動販売機設置業者に直接使用を許可しているもので売上高割使用料徴収無しとなっているものは21台あり、その設置場所及び所管課は次のとおりとなっている。

(単位：台)

| 設置場所 | 局 名 | 台 数 | |
|--------------|-------|-----|----|
| 埋蔵文化財収蔵庫 | 都市政策局 | 1 | |
| I Tビジネスプラザ武蔵 | 経済局 | 4 | |
| 金沢湯涌みどりの里 | 農林局 | 1 | |
| 東斎場 | 市民局 | 1 | |
| 野田山墓地 | | 1 | |
| 駅西消防署 | 消防局 | 1 | |
| 駅西消防署玉川出張所 | | 1 | |
| 駅西消防署小坂出張所 | | 1 | |
| 金石消防署 | | 1 | |
| 金石消防署三和出張所 | | 1 | |
| 金石消防署臨港出張所 | | 1 | |
| 金沢市消防局 | | 3 | |
| 消防訓練場 | | 1 | |
| 中央消防署高尾台出張所 | | 1 | |
| 中央消防署泉野出張所 | | 1 | |
| 中央消防署味噌蔵出張所 | | 1 | |
| 合 計 | | | 21 |

売上高割使用料率の高いものを上から、及び低いものを下からそれぞれ並べると次のとおりとなっている。

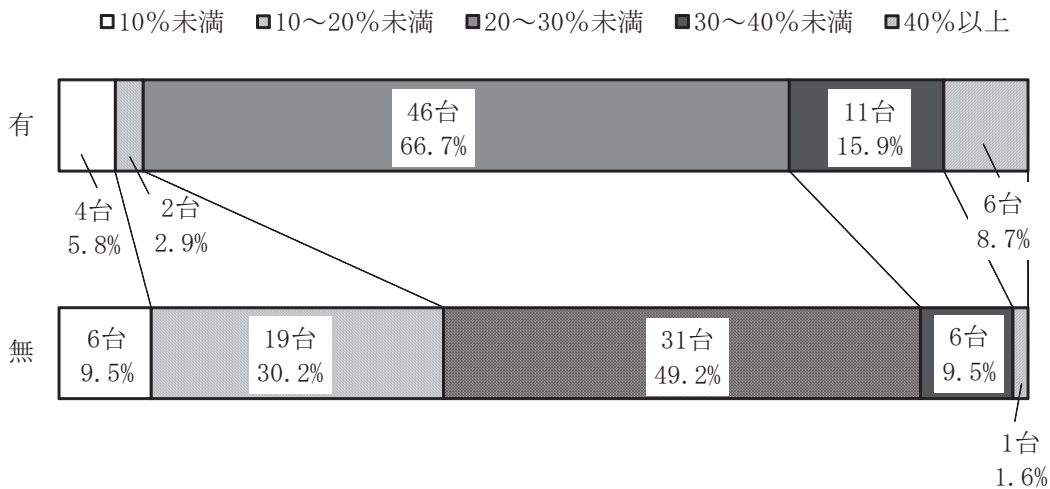
| 率 | 設置場所 | 設置者 | 局 名 | 商 品 |
|-------|------------|-----------|-------|-------|
| 50.0% | 公設花き地方卸売市場 | 市場関連事業者 | 農林局 | 清涼飲料水 |
| | 西部市民体育会館 | 指定管理者 | 市民局 | |
| | 総合体育館 | | | |
| 45.1% | 大乘寺丘陵公園 | 自動販売機設置業者 | 都市整備局 | |
| 45.0% | 総合プール | 指定管理者 | 市民局 | |

| 率 | 設置場所 | 設置者 | 局 名 | 商 品 |
|------|-----------|--------|-------|-------|
| 2.0% | 金沢勤労者プラザ | 管理受託者等 | 経済局 | たばこ |
| 3.0% | 障害者高齢者体育館 | 指定管理者 | 福祉局 | 清涼飲料水 |
| 5.0% | ものづくり会館 | | 経済局 | 食品 |
| 7.4% | 中央市民体育館 | | 市民局 | 清涼飲料水 |
| 8.4% | 富樫公民館 | | 教育委員会 | |

イ 売上高割使用料率の入札等実施の有無（清涼飲料水を販売するもののみ）

(単位：台、%)

| 手数料率 | 有 | | 無 | |
|----------|-----|-------|-----|-------|
| | 台 数 | 構成比 | 台 数 | 構成比 |
| 10%未満 | 4 | 5.8 | 6 | 9.5 |
| 10～20%未満 | 2 | 2.9 | 19 | 30.2 |
| 20～30%未満 | 46 | 66.7 | 31 | 49.2 |
| 30～40%未満 | 11 | 15.9 | 6 | 9.5 |
| 40%以上 | 6 | 8.7 | 1 | 1.6 |
| 合 計 | 69 | 100.0 | 63 | 100.0 |

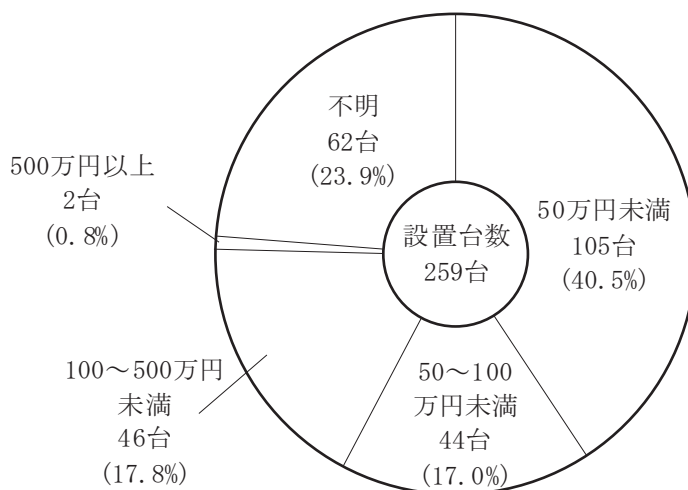


清涼飲料水を販売するもののうち、競争入札等の入札を実施したうえで売上高割使用料率を決定しているものは69台あり、その内訳は20~30%未満が46台 (66.7%)、30~40%未満が11台 (15.9%)、40%以上が6台 (8.7%) となっている。一方、競争入札等を実施せず、売上高割使用料率を決定しているものは63台あり、その内訳は20~30%未満が31台 (49.2%)、10~20%未満が19台 (30.2%)、10%未満及び30~40%未満が6台 (9.5%) となっている。

ウ 年間売上額の状況

(単位：台、%)

| 年間売上額 | 台数 | 構成比 |
|-------------|-----|-------|
| 50万円未満 | 105 | 40.5 |
| 50~100万円未満 | 44 | 17.0 |
| 100~500万円未満 | 46 | 17.8 |
| 500万円以上 | 2 | 0.8 |
| 不明 | 62 | 23.9 |
| 合計 | 259 | 100.0 |



自動販売機設置業者の収入となる年間売上額の状況をみると設置台数259台のうち、売上額の回答があった197台の状況は50万円未満が105台 (40.5%) と最も多く、次いで100~500万円未満が46台 (17.8%)、50~100万円未満が44台 (17.0%) となっている。売上額が不明の62台は、売上高割使用料を使用許可相手先から徴収していない等の理由により、その額を把握していないものである。

売上額が確認できたもののうち、1台当たりの売上額が高いものを上から並べると次のとおりとなってい

る。

(単位：円)

| 設置場所 | 売上額 |
|-------------|-----------|
| 市役所本庁舎 (3階) | 6,603,790 |
| 市役所本庁舎 (1階) | 6,276,520 |
| 市役所本庁舎 (1階) | 4,767,500 |
| 市役所本庁舎 (5階) | 4,465,260 |
| 市役所本庁舎 (3階) | 3,083,330 |

いずれも設置場所は市役所本庁舎、設置者は市職員互助会となっている。

(7) まとめ

使用料を減免している施設では、利用者の便宜を図ることや職員の福利厚生を減免理由としているものの、他の同様の施設では、使用料を徴収している事例があり、その取扱いについて差異が見受けられる。使用料の減免に当たっては慣例的に行っていないか常に意識し、真に減免が必要かを見極めたうえで他施設との公平性を保つことが望まれる。

3 市の歳入歳出状況について

自動販売機の設置に当たって必要となる費用は設置者の負担となっているため、市の歳入歳出状況については歳入のみとなっている。なお、歳出については決算額を有する事例が一部に見受けられるが、これは市が光熱水費を一旦負担し、同額を設置者から徴しているものであることから説明を省略する。

(1) 使用料

使用許可等に基づき徴収された使用料収入は、減免になっているもの等を除き229台分、合計1,932,622円となっており、高いものを上から並べると次のとおりとなっている。

(単位：円)

| 設置場所 | 局名 | 住所 | 金額 |
|---------------|------|-----|--------|
| 東部環境エネルギーセンター | 環境局 | 鳴和台 | 34,776 |
| 東斎場 | 市民局 | 鳴和台 | 24,300 |
| 南斎場 | | 西泉 | 21,983 |
| 市立病院 | 市立病院 | 平和町 | 19,736 |
| 西部環境エネルギーセンター | 環境局 | 東力町 | 19,103 |

※参考

鳴和台市民体育会館 (鳴和台) 7,138円

西部市民体育会館 (東力町) 9,306円

市役所本庁舎 (広坂) 平均5,720円 (使用料免除のものを除く。)

使用許可に基づく使用料は前述のとおり、周辺不動産取引実例等により算出されているものの、東部環境エネルギーセンターや東斎場と同一地域の鳴和台市民体育会館や、西部環境エネルギーセンターと同一地域の西部市民体育会館ではその額に大きな隔たりがあり、均衡が図られていない事例が見受けられる。

また、使用料の低いものを下から並べると次のとおりとなっている。

(単位：円)

| 設置場所 | 局名 | 住所 | 金額 |
|---------|-------|-------|-----|
| 戸室キャンプ場 | 教育委員会 | 俵町 | 86 |
| 医王山スキー場 | 市民局 | 俵町 | 101 |
| 金沢湯涌江戸村 | 都市政策局 | 湯涌荒屋町 | 118 |
| 牧山ガラス工房 | | 牧山町 | 127 |
| ものづくり会館 | 経済局 | 粟崎町 | 579 |

※医王山スキー場 (11～3月設置) については、1年分の金額に置き換えている。

(2) 売上高割使用料

本市が直接自動販売機設置業者に使用を許可し、売上高割使用料が市の歳入となっているものが22台あり、合計4,193,980円となっている。最も高いものが大乘寺丘陵公園に設置されている清涼飲料水を販売するもので551,252円、最も安いものが教育プラザ富樫に設置されている清涼飲料水を販売するもので41,900円となっている。

(3) まとめ

歳入について、使用料は許可初年度に周辺不動産取引実例を参考に算出されているが、同一地域内において大きな隔りがあるなど、均衡が図られていない事例が見受けられる。財産管理を担当し、使用料について調整を行う総務課においては、その均衡を図られたい。また、行政処分による使用料を徴収しながら更に契約により売上高割使用料も徴収するという公法上及び私法上の行為が混在している事例が見受けられ、適正な事務処理が望まれる。なお、自動販売機設置に係る収入をみると1台当たり平均23,655円となっている。

4 他都市における公募の実施状況について(平成25年10月31日現在)

全国42市ある中核市の公募状況の調査結果について次に述べる。なお、調査は一般会計分のみを対象としており、指定管理者施設は除外している。また公募については、貸付料や使用許可に基づく使用料、売上高割使用料を対象としている。

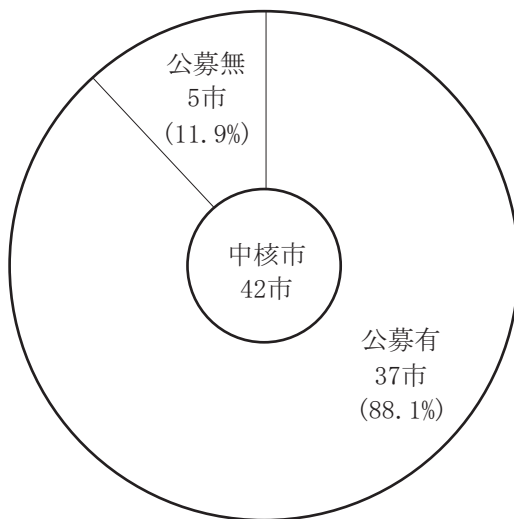
(1) 公募実施の有無

(単位：市、%)

| 公募実施の有無 | | 構成比 | | |
|---------|---------|-----|-------|------|
| 有 | | 37 | 88.1 | |
| | 貸付による公募 | 有 | 23 | 54.8 |
| | | 無 | 14 | 33.3 |
| 無 | | 5 | 11.9 | |
| 合 計 | | 42 | 100.0 | |

*

*金沢市



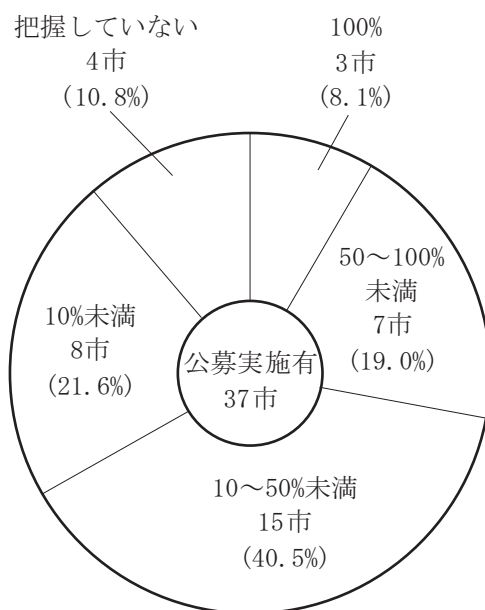
公募実施の有無をみると、公募有が37市 (88.1%) となっている。このうち、貸付けによる公募を実施しているのは23市 (54.8%) と過半数を超えている。

(2) 公募台数の割合

(単位：市、%)

| 割 合 | 都市数 | 構成比 |
|-----------|-----|-------|
| 100% | 3 | 8.1 |
| 50～100%未満 | 7 | 19.0 |
| 10～50%未満 | 15 | 40.5 |
| 10%未満 | 8 | 21.6 |
| 把握していない | 4 | 10.8 |
| 合 計 | 37 | 100.0 |

* 金沢市



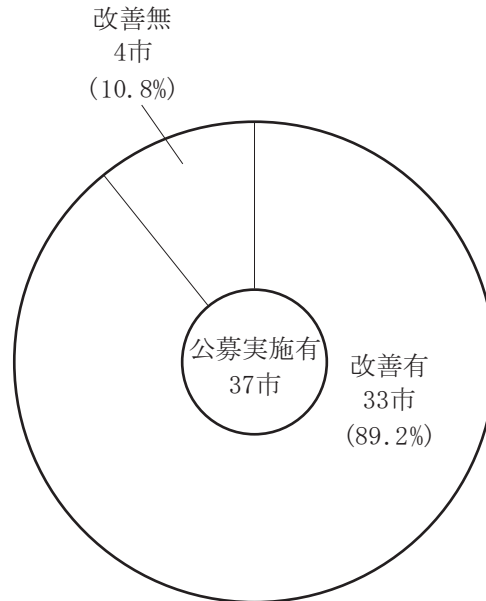
公募を実施している37市のうち、その全台数に占める実施の割合をみると、10～50%未満が15市（40.5%）と最も多く、次いで10%未満が8市（21.6%）、50～100%未満が7市（19.0%）となっている。なお、対象となる自動販売機を本庁舎のみ等、施設を限定したことなどにより100%公募実施として回答している都市を含める。

(3) 公募実施前後を比較した収益改善状況

(単位：市、%)

| 改善の有無 | 都市数 | 構成比 |
|-------|-----|-------|
| 有 | 33 | 89.2 |
| 無 | 4 | 10.8 |
| 合 計 | 37 | 100.0 |

* 金沢市



公募の実施により33市（89.2％）で収益改善有としている。このうち貸付制度を導入している23市の状況を見ると22市で改善有としている。改善した例として、鹿児島市では1,200円（年額）が39万6千円と330倍に増加、岐阜市でも7万6千円（年額）が720万1千円と95倍に増加したほか、青森市では公募前は無償による使用許可であったが、公募後は3年分で3,368万6千円となるなど大幅に改善した事例がみられる。

なお、改善無とした4市については、公募を導入して間もないため公募前後の比較ができない、公募台数がまだ少なく比較できない等の理由によるものである。

(4) 石川県における公募の実施状況について

県においては、24年度から自動販売機設置について貸付制度を導入し、初年度は133台（貸付期間3年）の公募を行い、落札金額は3年分で1億6,985万9千円となっている。1年当たりの使用料に換算すると5,661万9千円（24年度）となり、公募前の使用料296万9千円（23年度）に比べ19倍増となっている。なお、25年度以降についても準備等が整い次第、公募対象となる自動販売機を増やしている。

(5) まとめ

18年の法改正により、行政財産の貸付範囲が拡大されたことから、各自治体においては、自主財源の確保を図るため貸付けによる公有財産の有効活用が可能となった。他都市においては、半数以上が自動販売機の設置に当たって貸付制度を導入しており、従来の使用許可による設置に比べて大幅に歳入が増加した事例も多くみられ、本市においても厳しい財政状況の中、歳入確保にもつながる貸付制度の導入を積極的に検討され早急の実施することが望まれる。

一方、全ての自動販売機を貸付制度の対象としている自治体は少ない。その理由として、指定管理者や福祉団体に対して設置を許可している自動販売機などは、売上高割使用料が団体等の貴重な収入源となるだけに、貸付けを導入し、競争入札を行うと必ずしも該当の団体等が落札するとは限らないため、使用許可からの切替えが困難となっていることがあげられる。

なお、一部の自治体では、災害時に飲料を無料提供できる災害対応型の自動販売機を公募により導入している事例がみられる。

5 まとめ（改善意見）

本市の施設に設置される自動販売機については、貸付けによる公募を実施している施設はなく、使用許可や条例に基づく使用料（減免に該当する場合は除く。）を徴収している。そのため今回の監査では使用料の算定を含めた使用許可の手続き、減免の取扱いや売上高割使用料の取扱いなどを主眼に監査を実施した。

今後は、次の事項について検討のうえ、行政財産の適正な管理と有効活用による自主財源の確保に努められたい。

(1) 使用料の減免について公平な運用が求められるもの

減免については、一部の公益団体等に対して条例に基づき使用料の全額を免除しており、主な減免理由は施設利用者の便宜を図ることや職員の福利厚生などとなっている。一方で行政財産の使用料は徴収が原則であり、

適正な額の使用料を徴しなければ、使用者に特別な利益を付与することになるため、減免の取扱いについては、公平なものとなっているか十分な検討が必要である。よって使用料の減免に当たっては、他の同様の施設では使用料を徴収していること、更に自動販売機が収益事業であることを考慮すると、手続きの透明性確保の観点からも、より一層の厳格な運用が望まれる。

(2) 使用料の均衡を図る必要があるもの

使用許可に係る使用料について、財務会計ハンドブックによれば、施設の所管課において使用料を算出し、総務課にて使用料の調整を行ったうえで決定することとされている。しかしながら同一地域内にある施設を比較したところ使用料に大きな乖離がある事例が見受けられたことを踏まえ、総務課においては所管課の算出した使用料を十分に精査するとともに、特に近隣施設どうしの使用料に不均衡が生じることのないよう適切に対応されたい。

(3) 増収等に向けた取組について

本市の施設に設置される自動販売機については、平成24年度末で259台あり、使用許可や条例に基づき設置されており、貸付制度の導入事例は全くない。他都市においては貸付制度を導入、競争入札を実施することで大幅な増収を図っている事例、自動販売機以外にも駐車場や売店に貸付制度を導入し、大きな成果を上げている事例があることから、本制度は増収のための有効な手段の一つといえる。また、自動販売機設置業者に使用許可している事例では、行政処分としての使用許可により使用料を徴収しつつも、別途契約により売上高割使用料を徴収しており公法上と私法上の行為が混在しているため適正な処理とはいえず、統一を図る観点からも、行政財産の貸付制度の導入を積極的に検討され、できる限り早期の実施に向け取り組むことが望まれる。

なお、制度の導入に当たっては、自動販売機の設置状況を全庁的に一元管理できる体制の整備などにより市有財産の有効活用を図り、競争性、公平性及び透明性を確保するため貸付けに関する基準を策定し適正な運用となるよう万全を期されたい。

●金沢市監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した工事監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成26年4月11日

金沢市監査委員 西 村 賢 了
 金沢市監査委員 中 島 秀 雄
 金沢市監査委員 福 田 太 郎
 金沢市監査委員 新 村 誠 一

1 監査対象及び監査期間

(金額 単位：円)

| 番号 | 対象課 | 対 象 工 事 名 | 契約金額 | 工事期間 | 監査期間 |
|----|-------------|----------------------------------|-------------|----------------------------|----------------------------|
| 1 | 企業局 水処理課 | 平成24年度 セツ屋ポンプ場系統接合弁・ 流入管耐震工事 | 87,295,950 | H24. 9. 6～ H25. 8. 29 | H24. 11. 12～ H26. 3. 25 |
| 2 | 企業局 水処理課 | 平成24年度 セツ屋ポンプ場系統分水井・ 余水吐管耐震工事 | 122,431,050 | H24. 9. 4～ H25. 9. 30 | H24. 11. 12～ H26. 3. 25 |
| 3 | 教育総務課 | 犀川小学校屋内運動場耐震補強工事 | 55,968,150 | H25. 3. 15～ H25. 9. 27 | H25. 5. 10～ H26. 3. 25 |
| 4 | 教育総務課 | 千坂小学校屋内運動場耐震補強工事 | 66,912,300 | H25. 3. 14～ H25. 10. 3 | H25. 5. 10～ H26. 3. 25 |
| 5 | 企業局建設課 | 平成23年度 浅野2号幹線管渠築造工事 | 597,499,350 | H23. 10. 19～ H25. 9. 30 | H23. 12. 12～ H26. 3. 25 |
| 6 | 都市計画課 | 金沢駅西広場中央歩道・タクシー乗降場整 備工事 | 119,661,150 | H24. 10. 1～ H25. 11. 11 | H24. 12. 10～ H26. 3. 25 |

| | | | | | |
|----|---------------|----------------------------|-------------|-------------------------|-------------------------|
| 7 | 中央卸売市場 事務局 | 中央卸売市場青果配送センター建設工事 | 116,749,500 | H25. 4. 1～ H25.10. 4 | H25. 5.10～ H26. 3.25 |
| 8 | 教育総務課 | 富樫小学校校舎耐震補強工事（2期） | 98,074,200 | H25. 3. 4～ H25.10.24 | H25. 5.10～ H26. 3.25 |
| 9 | 教育総務課 | 菊川町小学校屋内運動場耐震補強工事 | 75,390,000 | H25. 3.22～ H25. 9.30 | H25. 5.10～ H26. 3.25 |
| 10 | 教育総務課 | 小坂小学校校舎耐震補強工事（1期） | 110,095,650 | H25. 3.25～ H25.10.28 | H25. 5.10～ H26. 3.25 |
| 11 | 教育総務課 | 長田中学校校舎外壁等改良工事（1期） | 49,505,400 | H25. 5.17～ H25. 9.24 | H25. 7. 5～ H26. 3.25 |
| 12 | 教育総務課 | 三馬小学校校舎耐震補強工事第1期（建築工事） | 136,458,000 | H25. 3. 4～ H25.10.31 | H25. 5.10～ H26. 3.25 |
| 13 | 企業局建設課 | 泉野出町1丁目ほか1町地内ガス管及び配水管改良工事 | 53,303,250 | H25. 5.21～ H25.12.16 | H25. 7. 5～ H26. 3.25 |
| 14 | 都市計画課 | 金沢駅西広場シェルター建設工事（その3） | 396,900,000 | H24. 9.24～ H25. 7.26 | H24.11.12～ H26. 3.25 |
| 15 | 都市計画課 | 金沢駅西広場シェルター建設工事（電気設備工事その3） | 87,823,050 | H24.11.14～ H25.11.15 | H25. 1.10～ H26. 3.25 |

2 監査を執行した監査委員

西村賢了、中島秀雄、福田太郎、新村誠一、苗代明彦、篠田 健、高村佳伸、田中 仁
以下、監査委員の退任及び就任は次のとおりである。

- ・苗代明彦は平成24年3月23日に退任し、代わって同年6月22日に田中 仁が就任した。
- ・篠田 健は平成25年3月31日に退任し、代わって同年4月1日に西村賢了が就任した。
- ・高村佳伸は平成25年6月24日に退任し、代わって同月25日に福田太郎が就任した。
- ・田中 仁は平成25年9月19日に退任し、代わって同月24日に新村誠一が就任した。

3 監査の方法

工事の設計図書等関係書類を審査するとともに、施工状況を実地監査した。

4 監査の結果

工事の設計・施工及び事務手続については、適正に執行されていると認められた。

●金沢市監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、金沢市長及び金沢市教育委員会委員長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成26年4月11日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 金沢市監査委員 | 西 | 村 | 賢 | 了 |
| 金沢市監査委員 | 中 | 島 | 秀 | 雄 |
| 金沢市監査委員 | 福 | 田 | 太 | 郎 |
| 金沢市監査委員 | 新 | 村 | 誠 | 一 |

1 財務事務監査

（その1）

- (1) 措置通知があった年月日 平成26年3月6日
- (2) 措置を講じた部局等 保健局医療保険課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成21年6月11日（平成21年監査公表第10号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

| 監査の結果（指摘事項等） | 措置の内容（改善等内容） |
|---|---|
| <p>延滞金徴収事務</p> <p>国民健康保険料などに係る延滞金について、減免手続きを経ずに徴収していないものが見受けられるので、適正を期す必要がある。</p> | <p>延滞金については、滞納者との納付相談等により、延滞金の減免が必要な生活状態にある場合には、延滞金減免取扱要綱に基づき、事務執行を適正に行っているところである。今後も滞納者の生活実態をきめ細かく把握し、公平性確保のため延滞金の徴収について、引き続き強化していく。</p> |

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 平成26年3月6日
- (2) 措置を講じた部局等 保健局医療保険課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成24年3月21日（平成24年監査公表第3号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

| 監査の結果（指摘事項等） | 措置の内容（改善等内容） |
|--|---|
| <p>延滞金徴収事務</p> <p>国民健康保険料に係る延滞金の徴収について、財政状況の厳しい折、負担の公平性を確保する観点からも、一層強化することが望まれる。</p> | <p>平成25年度からコンビニ収納を導入し、期限内納付しやすい環境の整備を行うとともに、公平性を図るため、滞納処分時に厳正に延滞金を徴収し、2年連続で増収となった。今後も滞納者の生活実態をきめ細かく把握し、公平性確保のため延滞金の徴収について、引き続き強化していく。</p> |

2 財産の管理等状況監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 平成26年3月18日
- (2) 措置を講じた部局等 教育委員会学校教育部教育総務課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成20年8月11日（平成20年監査公表第13号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

| 監査の結果（指摘事項等） | 措置の内容（改善等内容） |
|--|--|
| <p>公有財産の管理について</p> <p>多数の市民が利用する公共建物にあつては、建築基準法の改正により建築物や建築設備の劣化状況の定期点検が義務付けられたところであるが、その点検が未だ実施されていないので、実施体制などを全庁的に検討のうえ早急に実施する必要がある。</p> | <p>指摘のあった施設の劣化状況の定期点検については、平成22、23、24年度に実施した。</p> <p>今後も施設の安全性の確保に努めていきたい。</p> |

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 平成26年3月18日
- (2) 措置を講じた部局等 教育委員会学校教育部教育総務課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成20年8月11日（平成20年監査公表第13号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

| 監査の結果（指摘事項等） | 措置の内容（改善等内容） |
|---|---|
| <p>公有財産の管理について</p> <p>建物・設備の長期耐用と利用者の安全を確保するため、施設・設備ごとに改修・点検等の記録を台帳や図面に記録し、活用されるよう全庁的に検討されたい。</p> | <p>指摘のあった施設について、随時改修・点検等の記録を収集する台帳を整備した。今後も適切な維持管理に努めていきたい。</p> |

(その3)

- (1) 措置通知があった年月日 平成26年3月18日
 (2) 措置を講じた部局等 教育委員会学校教育部教育総務課
 (3) 監査結果の公表年月日 平成21年8月11日(平成21年監査公表第13号)
 (4) 監査の結果及び措置の内容

| 監査の結果(指摘事項等) | 措置の内容(改善等内容) |
|---|---|
| 公有財産の管理について 建物等の維持管理について、多数の市民が利用する施設にあっては、建築基準法により建築物等の劣化状況等の定期点検が義務付けられているところ未だ実施されていないので、市有施設の管理及び建築専門部局等と協議のうえ、早急に実施する必要がある。 | 指摘のあった施設の劣化状況の定期点検については、平成22、23、24年度に実施した。 今後も施設の安全性の確保に努めていきたい。 |

(その4)

- (1) 措置通知があった年月日 平成26年3月18日
 (2) 措置を講じた部局等 教育委員会学校教育部教育総務課
 (3) 監査結果の公表年月日 平成21年8月11日(平成21年監査公表第13号)
 (4) 監査の結果及び措置の内容

| 監査の結果(指摘事項等) | 措置の内容(改善等内容) |
|---|---|
| 公有財産の管理について 施設の維持管理について、一部の施設において改修・点検等の記録を網羅した台帳や図面等が整備されていないので、長期耐用性の確保とライフサイクルコストの低減を図るための基礎資料として、早急に整備することが望まれる。 | 指摘のあった施設について、施設メンテナンス台帳を整備して、図面や修繕履歴、保守点検結果を一括で管理することとした。 |

(その5)

- (1) 措置通知があった年月日 平成26年3月18日
 (2) 措置を講じた部局等 教育委員会学校教育部教育総務課
 (3) 監査結果の公表年月日 平成22年8月23日(平成22年監査公表第15号)
 (4) 監査の結果及び措置の内容

| 監査の結果(指摘事項等) | 措置の内容(改善等内容) |
|---|---|
| 公有財産の管理について 建物等の維持管理について、多数の市民が利用する施設にあっては、建築基準法により建築物等の劣化状況等の定期点検が義務付けられているところ、未だ実施されていないので、必要な措置を早急に実施する必要がある。 | 指摘のあった施設の劣化状況の定期点検については、平成22、23、24年度に実施した。 今後も施設の安全性の確保に努めていきたい。 |

(その6)

- (1) 措置通知があった年月日 平成26年3月18日
 (2) 措置を講じた部局等 教育委員会学校教育部教育総務課
 (3) 監査結果の公表年月日 平成23年8月22日(平成23年監査公表第12号)
 (4) 監査の結果及び措置の内容

| 監査の結果（指摘事項等） | 措置の内容（改善等内容） |
|---|--|
| <p>公有財産の管理について</p> <p>消防設備等の保守・管理について、一部の施設において点検時の不備が1年以上放置されているものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。</p> | <p>指摘のあった消防用設備等の不備については、改修を行い、改善を確認した。</p> <p>今後も、消防用設備等について適切な管理に努めていきたい。</p> |

(その7)

- (1) 措置通知があった年月日 平成26年3月18日
- (2) 措置を講じた部局等 教育委員会学校教育部教育総務課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成24年8月21日（平成24年監査公表第13号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

| 監査の結果（指摘事項等） | 措置の内容（改善等内容） |
|--|---|
| <p>公有財産の管理について</p> <p>消防設備等の保守・管理について、一部の小学校において点検時の不備が1年以上放置されているものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。</p> | <p>指摘のあった消防用設備等の不備については、改修を行い、改善を確認した。</p> <p>今後も、消防用設備等の適切な管理に努めていきたい。</p> |

(その8)

- (1) 措置通知があった年月日 平成26年3月18日
- (2) 措置を講じた部局等 市民局市民スポーツ課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成20年8月11日（平成20年監査公表第13号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

| 監査の結果（指摘事項等） | 措置の内容（改善等内容） |
|--|---|
| <p>公有財産の管理について</p> <p>多数の市民が利用する公共建物にあっては、建築基準法の改正により建築物や建築設備の劣化状況の定期点検が義務付けられたところであるが、その点検が未だ実施されていないので、実施体制などを全庁的に検討のうえ早急に実施する必要がある。</p> | <p>市営体育施設については、平成23年度より年次計画を作成し、該当する施設の定期点検を実施しており、指摘を受けた戸室スポーツ広場についても平成24年度に実施済みである。</p> |

(その9)

- (1) 措置通知があった年月日 平成26年3月18日
- (2) 措置を講じた部局等 市民局市民スポーツ課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成22年8月23日（平成22年監査公表第15号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

| 監査の結果（指摘事項等） | 措置の内容（改善等内容） |
|--|--|
| <p>公有財産の管理について</p> <p>建物等の維持管理について、多数の市民が利用する施設にあっては、建築基準法により建築物等の劣化状況等の定期点検が義務付けられているところ、未だ実施されていないので、必要な措置を早急に実施する必要がある。</p> | <p>市営体育施設については、平成23年度より年次計画を作成し、定期点検を実施しており、平成25年度をもって該当する全施設の点検が終了した。</p> |

●金沢市監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成26年4月11日

金沢市監査委員 西 村 賢 了
 金沢市監査委員 中 島 秀 雄
 金沢市監査委員 福 田 太 郎
 金沢市監査委員 新 村 誠 一

1 経営に係る事業の管理監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成26年3月3日
- (2) 措置を講じた部局等 企業局経営企画部経営企画課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成22年3月31日 (平成22年監査公表第5号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

| 監査の結果 (指摘事項等) | 措置の内容 (改善等内容) |
|--|---|
| 退職給与引当金の適正計上について 退職給与引当金については、これまでも「簡便法」による計上が適当であるとされてきたが、総務省による「地方公営企業会計制度等研究会」において、引当金計上についての基本的な方針が改めて示されたことから、現行の引当金計上方法を改善するとともに、計上不足額解消に向けた会計処理を遅滞なく実施することが望まれる。 | 退職給与引当金については、平成24年1月に関係省令が改正され、平成26年度から地方公営企業会計基準が見直しとなり、簡便法等による退職給付債務を退職給付引当金として計上することが決定している。 これに伴い、ガス事業では計上不足額解消に向け、15年分割にて計上するよう平成26年度の予算措置を行った。 |

●金沢市監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長及び金沢市教育委員会委員長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成26年4月11日

金沢市監査委員 西 村 賢 了
 金沢市監査委員 中 島 秀 雄
 金沢市監査委員 福 田 太 郎
 金沢市監査委員 新 村 誠 一

1 包括外部監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 平成26年3月12日
- (2) 措置を講じた部局等 都市整備局市街地再生課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成19年4月9日 (平成19年監査公表第14号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

| 監査の結果 (指摘事項等) | 措置の内容 (改善等内容) |
|---|---|
| ・金沢まちづくり財団補助 意 見 市の事務事業と密接に関連するとして、支出されている公園施設管理の嘱託職員に対する人件費補助は競争入札を前提とする、市の委託事業へ切り替えるべきであり、その他の人件費補助も可能な限り、事業費補助へ切り替えるべきである。 | 平成25年度から、指摘があった金沢まちづくり財団への公園施設管理事業費補助については、市（緑と花の課）の委託事業に切り替えた。 その他の人件費補助についても、金沢まちづくり財団の自主財源に切り替えるなど改善を行った。 |

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 平成26年3月12日
- (2) 措置を講じた部局等 消防局消防総務課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成24年4月11日 (平成24年監査公表第6号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

| 監査の結果（指摘事項等） | 措置の内容（改善等内容） |
|---|---|
| <p>・財務事務に関する事項 意 見 消防団への運営交付金の算定にあたっては、特別会計への積立金や繰越金を除外した年間の運営費を対象とするか、特定費目に限定した算定方法に見直す必要がある。</p> <p>・監査の実効性について 意 見 消防団に対する経理に関する指導的機能が十分に発揮されるよう、定期監査の手法について研究する必要がある。</p> | <p>金沢市消防団会計事務実施要領を作成し、金沢市が負担する運営交付金の対象経費を、特別会計への積立金や繰越金を除く運営費に限定するよう改めた。</p> <p>平成24年度に消防団会計事務検討会を設置し、定期監査の手法について研究した結果、3年に1度の定期監査以外の2年間についても、消防団に対する経理に関する指導的機能が十分に発揮されるよう金沢市消防団会計事務実施要領を作成し、あわせて共通の会計ソフトを導入したことにより、新任者でも正確な経理を実施できるものとした。</p> |

(その3)

- (1) 措置通知があった年月日 平成26年3月12日
- (2) 措置を講じた部局等 教育委員会教育プラザ地域教育センター
- (3) 監査結果の公表年月日 平成25年4月11日（平成25年監査公表第7号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

| 監査の結果（指摘事項等） | 措置の内容（改善等内容） |
|--|--|
| <p>・施設使用方法（地域教育センター体育館） 意 見 地域教育センター体育館については、子どもの健全な育成が図れるよう、適正な使用を確保すべきである。</p> | <p>グループ使用と思われる団体と体育館の使用方法について協議を行い、団体から使用にかかる確認書を徴収し、「子どもの遊び場開放」時間帯に個人使用の妨げにならないよう使用ルールの周知徹底を図った。</p> <p>あわせて時間帯ごとの利用人数を調査したうえで、体育館内に注意書の掲示を行い、体育館の適正な使用の確保に努めた。</p> |

(その4)

- (1) 措置通知があった年月日 平成26年3月13日
- (2) 措置を講じた部局等 福祉局長寿福祉課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成25年4月11日（平成25年監査公表第7号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

| 監査の結果（指摘事項等） | 措置の内容（改善等内容） |
|--|--|
| <p>・活動費補助金について 指 摘 老人クラブ活動費補助事業の執行にあたっては、目的にあったものとなっているかなど、金沢市補助金交付事務取扱規則に照らして、適切に対応する必要がある。</p> | <p>平成24年度活動実績報告書及び平成25年度補助金申請書の提出に当たっては、老人クラブ会長に対し、活動実績に合った申請及び報告を適切に行うよう改めて指導した。あわせて、平成24年度より行事等にかかる写真の提出を求め、活動実態の把握を行った。</p> <p>引き続き活動実態に合った事務を行うよう指導を継続</p> |

| | |
|---|---|
| <p>・配食サービス 意 見</p> <p>配食サービスについては、配食利用実績表の内容を精査し、事業者に対して契約に則った業務の徹底を求めるとともに、配食完了時の確認行為について、認知症等のため本人の押印やサインなどを求めることができない場合も想定し、それらに代わる方法を事前に検討しておく必要がある。</p> <p>・千寿閣の高齢者以外の利用について 意 見</p> <p>千寿閣については、本来の健康交流センターとしての利用目的に鑑み、若年層の利用を促進する取組が必要である。</p> | <p>する。</p> <p>平成25年度事業者研修会において、包括外部監査の指摘事項も含め、見守り事業の徹底を指導した。</p> <p>平成26年度から、配食利用実績表において利用者が認知症等のため押印・サインができない場合でも、利用者の安否が確認できれば、配達時間と配達員の氏名を赤字で記入するよう見直しを行った。</p> <p>千寿閣の利用者拡大を図るため、若年層を対象とした講座を開催することを要件として、次期指定管理者の募集を行った。</p> |
|---|---|

平成26年(2014年)4月11日 印刷
平成26年(2014年)4月11日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄